

規制の事前評価書

政策の名称	きじ、だちょう及びほろほろ鳥の家畜伝染病予防法の対象家畜への追加
担当部局	消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
評価実施時期	平成20年10月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>○規制の目的</p> <p>今般、高病原性鳥インフルエンザウイルスが海外から渡り鳥によって持ち込まれ、我が国において高病原性鳥インフルエンザが発生するリスクがかつてなく高まってきてている。</p> <p>現在、家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行令において、高病原性鳥インフルエンザの対象家畜とされているのは鶏、あひる、うずら及び七面鳥であるが、これと共に感受性を有し、ひとたび高病原性鳥インフルエンザが発生したときにはこれらの家畜にまで被害を及ぼしかねない、きじ、だちょう及びほろほろ鳥は対象家畜にされていないところである。</p> <p>したがって、家畜伝染病予防法施行令第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜にそれらの鳥種を追加し、万が一我が国において発生した場合には家畜伝染病予防法に基づく隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒等所要の防疫措置を講ずることができるようになり、我が国における高病原性鳥インフルエンザの国内防疫体制を強化する。</p> <p>○規制の内容</p> <p>高病原性鳥インフルエンザの対象家畜とされている鶏、あひる、うずら及び七面鳥と共に感受性を有するきじ、だちょう及びほろほろ鳥を家畜伝染病予防法施行令第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜に追加し、我が国において発生した場合には家畜伝染病予防法に基づく隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒等、所要の防疫措置を講ずることができるようになる。</p> <p>○規制の必要性</p> <p>我が国において、平成16年以降北方からの渡り鳥がウイルスを運んできたと疑われる高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生しており、平成20年9月現在で54の国と地域で発生し、本年も新たに10例が確認されるなど全世界的にも、その発生が拡大している状況にある。</p> <p>特に、本年4月に韓国において全国的な発生があり（ほぼ全道で42例発生。800万羽を超える鶏、あひるが処分）、5月には北海道、青森県及び秋田県において野鳥（オオハクチョウ）から高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離されたが、そのウイルスは韓国で発生したものと遺伝子的にきわめて近縁であることが確認された。</p> <p>このように、周辺国において発生が拡大している高病原性鳥インフルエンザウイルスが渡り鳥によって国内に持ち込まれ、我が国において高病原性鳥インフルエンザの発生するリスクはかつてなく高まつ</p>

	おり、我が国における高病原性鳥インフルエンザの国内防疫体制を至急強化する必要がある。	
	法令の名称・関連条項 とその内容	○今般改正する規定（対象家畜の追加）： 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第1条 ○今般追加される対象家畜について、講ずることとなる措置の規定： 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条（患畜等の届出義務）、第14条（隔離の義務）、第17条（殺処分）、第18条（と殺の届出）、第21条（死体の焼却等の義務）、第25条（畜舎等の消毒の義務）、第58条（手当金）
想定される代替案	<p>【代替案1】 追加対象：飼養されているすべての鳥種（改正案よりも規制を強化する案）、 届出時期：患畜・疑似患畜（※）（以下「患畜等」という。）を発見した場合、遅滞なく届出（現行と同様） 高病原性鳥インフルエンザに感受性があり、飼養されているすべての鳥種を対象家畜に追加する。</p> <p>【代替案2】 追加対象：きじ、だちょう及びほろほろ鳥（改正案と同様）、 届出時期：患畜等の殺処分等の実施後に届出 （事後報告：現行（=改正案）よりも規制を緩和する案） きじ、だちょう及びほろほろ鳥を対象家畜とするものの、家畜伝染病予防法第13条の届出義務に代わり、 所有者自らが殺処分等を行った後に患畜等であったことについて届出を義務付ける。</p> <p>※ この評価書において患畜とは、高病原性鳥インフルエンザにかかっている家畜をいい、疑似患畜とは、 患畜である疑いがある家畜をいう。</p>	
規制の費用	<p>費用の要素</p> <p>（遵守費用）</p> <p>①患畜等の届出に要する費用： きじ、だちょう及びほろほろ鳥が患畜又は疑似患畜となつたことを発見した獣医師・所有者（以下「獣医師等」という。）は、家畜伝染病予防法第13条に基づき、都道府県知事に対する届出義務が生ずる。 ただし、従前から獣医師等に対し、対象家畜以外の家きんについても、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜防疫指針」（平成16年11月18日農林水産大臣公表）で迅速な届出を指導、要請しているところであり、事務負担は現行と同程度である。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>【代替案1】</p> <p>①患畜等の届出に要する費用： 自家用で愛玩鳥を飼養している場合も対象となることから、届出義務を負う所有者数が膨大になり、遵守費用は、改正案と比較すれば、増える。 なお、獣医師に対しては、従前から届出を指導、要請していることから、事務負担は現行と同じである。</p> <p>②隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒等</p>

(表1) 家きんの飼養戸数／羽数 (平成18年度)

鶏	：約6,200戸／	約3億羽
きじ	：約 180戸／	約8万羽
だちょう	：約 270戸／	約5千羽
ほろほろ鳥	：約 40戸／	約2万羽

②隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒等に要する費用：

患畜等の隔離、殺処分、死体の焼却や畜舎の消毒等を行う義務が家畜の所有者に生ずる。

ただし、高病原性鳥インフルエンザの場合には、迅速なまん延防止の観点から、都道府県（家畜防疫員）が所有者に代わって当該義務を履行しているほか、家畜伝染病予防法第58条に基づき殺処分した患畜等に対する手当金が所有者に支払われる。

このため、きじ、だちょう及びほろほろ鳥の所有者には、殺処分した患畜等に対して支払われる手当金の不足分が新たに遵守費用として生ずる。

なお、きじ、だちょう及びほろほろ鳥が患畜等となつた場合、1羽当たりに支払われる手当金の上限は、表2のとおりである。

以上、表1及び表2のとおり、関連畜産業の規模や患畜1羽当たりに公布される手当金の上限といった参考となる数値を示すことはできるが、きじ、だちょう及びほろほろ鳥における高病原性鳥インフルエンザが、①どの程度の飼養規模の農場で発生するか、②当該農場内どの程度の家畜が患畜等として殺処分の対象となるかについては、科学的に予見することが不可能であることから、これらの遵守費用を算出することは困難である。

(表2)

手当金の交付：

- ・疑似患畜の場合：評価額の4／5

に要する費用：

自家用で愛玩鳥を飼養している場合も対象となることから、患畜等の焼却や畜舎の消毒等に係る義務を負う所有者が膨大になり、遵守費用は改正案と比較すれば、増える。

(参考) 愛玩鳥の飼養状況の例

S県においては、平成19年現在で、県全体の世帯の約2%に当たる約6,000世帯。

【代替案2】

①患畜等の届出に要する費用：

きじ、だちょう及びほろほろ鳥の患畜等の発生については、事後報告の義務が生ずるため、改正案と遵守費用は変わらない。

②隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒等に要する費用：

きじ、だちょう及びほろほろ鳥の所有者が自ら殺処分や死体の焼却等を実施することになるが、義務自体は変わらないことから、改正案と遵守費用は変わらない。

ただし、事後に適切な報告がなされなかった場合には、適切に手当金が交付できず、所有者の遵守費用は改正案よりも増える。

	<p>・患畜の場合：評価額（最高限度額を上限）の1／3</p> <p>患畜殺処分の際の評価に係る最高限度額</p> <p>きじ : 4,300円 だちょう : 52,000円 ほろほろ鳥 : 2,800円</p> <p>※ なお、評価額は、評価人が品種、血統、性、能力等を参照して決定するので、一概には設定できない。</p>	
(行政費用)	<p>①患畜等の届出に要する費用：</p> <p>都道府県知事は、家畜伝染病予防法第13条に基づき、きじ、だちょう及びほろほろ鳥が患畜又は疑似患畜となったことを発見した獣医師等からの患畜等の届出を受けた場合、そのことを遅滞なく農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>なお、従前から都道府県に対し、対象家畜以外の家きんについても、迅速な報告の実施を要請しているところであり、事務負担は現行と同程度である。</p> <p>②隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒等に要する費用：</p> <p>きじ、だちょう及びほろほろ鳥の所有者が殺処分を行った場合に、家畜伝染病予防法第58条第1項に基づく手当金の交付義務が国に生ずるとともに、都道府県（家畜防疫員）が所有者に代わって、患畜等の隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒等を行う場合には当該費用が生ずるが、遵守費用と同様の理由から、これらの行政費用を算出することは困難である。</p> <p>ただし、きじ、だちょう及びほろほろ鳥について、鶏等と比べて飼養戸数・羽数が少ないとから（表1）、現行と比較して、当該行政費用は大幅には増大しない。</p> <p>③法の実効性を確保するための周知徹底に必要な費用：</p> <p>対象家畜が拡大したことを、きじ、だちょう及びほろ</p>	<p>【代替案1】</p> <p>①患畜等の届出に要する費用：</p> <p>飼養されているすべての鳥種についても、迅速な報告の実施を要請しているところであり、改正案と事務負担は変わらない。</p> <p>②隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒等に要する費用：</p> <p>自家用で愛玩鳥を飼養している場合も対象となることから、改正案よりも対象家畜数が増えるため、手当金の支給額は増える。</p> <p>③法の実効性確保のための周知徹底に必要な費用：</p> <p>自家用で愛玩鳥を飼養しているような場合も対象となることから、周知する対象範囲が拡大し、パンフレット作成費が改正案より大幅に増加する。</p> <p>また、都道府県の家畜防疫員では、愛玩鳥の所有者までは周知できないため、広報のための入件費・管内旅費が改正案より大幅に増加する。</p> <p>【代替案2】</p> <p>①患畜等の届出に要する費用：</p> <p>患畜等の発生について、所有者からの事後</p>

	<p>ほろ鳥の所有者に周知し、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、遅滞なく対応しまん延防止を図るよう周知徹底し、法の実効性を確保する必要がある。このため、周知費用として、広報用パンフレットの作成等の費用が生ずる。</p> <p>なお、都道府県の家畜防疫員は、きじ、だちょう及びほろほろ鳥を飼養している農場に、必要に応じて訪問しているため、人件費・管内旅費については、現行と同じである。</p>	<p>報告を受ける事務量と農林水産大臣への報告の義務自体は変わらないことから、改正案と事務負担は変わらない。</p> <p>②隔離、殺処分、死体の焼却、畜舎の消毒等に要する費用：</p> <p>事後報告であっても、届出義務と同様に全ての患畜等について適切に殺処分等の国内防疫措置がとられているのであれば、それに対して手当金が支払われることから、改正案と国の行政費用は変わらない。</p> <p>しかしながら、事後規制であるために、所有者が適時かつ確実に防疫措置をとらず、鶏等に伝播してしまった場合には、多額の手当金を交付する必要が生じる。</p> <p>③法の実効性を確保するための周知徹底に必要な費用：</p> <p>改正案と対象家畜が同じであるため、周知に係る費用は改正案と変わらない。</p>
(その他の社会的費用)	(特になし)	(特になし)
規制の便益	<p>便益の要素</p> <p>①高病原性鳥インフルエンザのまん延防止：</p> <p>きじ、だちょう及びほろほろ鳥を対象家畜に追加することにより、当該家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜等となった場合に、殺処分等円滑な防疫措置を講ずることが可能となり、高病原性鳥インフルエンザのまん延防止に資する。</p> <p>なお、平成19年の事例（1月、2月に宮崎県で、1月に岡山県で発生）はいずれも円滑な防疫措置の実施により、周辺農場へのまん延が防止され、1、2農場での発生に留めることができたところであり、きじ、だちょう</p>	<p>代替案の場合</p> <p>【代替案 1】</p> <p>①高病原性鳥インフルエンザのまん延防止：</p> <p>自家用で愛玩鳥を飼養しているような場合も対象となることから、飼養されているすべての鳥種に対象家畜を拡大することにより、改正案よりもまん延防止効果が上がる可能性はある。しかしながら、自家用の愛玩鳥では鶏等と飼料・資材が異なり、飼料・資材の流通を通じて鶏等に伝播するリスクが低く、また、愛玩鳥と鶏等では直接</p>

	<p>及びほろほろ鳥で発生があった場合でも同様に周辺へのまん延防止することが可能になる。なお、ひとたびまん延防止に失敗すれば、高い伝染性により、平成20年の韓国において発生した高病原性鳥インフルエンザのように、全国的に発生するおそれがある。</p> <p>(参考1) 平成19年度までの被害状況</p> <p>1月 宮崎県 (2農場 約7万羽殺処分) 1月 岡山県 (1農場 約1万羽殺処分) 2月 宮崎県 (1農場 約9万羽殺処分)</p> <p>(参考2) 平成20年韓国での発生の被害状況</p> <p>4月から5月にかけて、忠清北道以外の全ての道で発生。42例の発生が報告されているところ。</p> <p>②鶏肉・鶏卵の安定供給 :</p> <p>きじ、だちょう及びほろほろ鳥で高病原性鳥インフルエンザの発生または発生が疑われる場合は、鶏等を含めた必要な鳥種の移動制限が発動されるが、きじ、だちょう及びほろほろ鳥の患畜等の届出が速やかに行われれば、移動制限を適時かつ確実に実施することが可能となるため、移動制限による影響を少なくすることができ、鶏肉・鶏卵の供給の不安定性が最小限で済む。</p>	<p>的な接触はほとんどないため、便益は、改正案と比較して大幅には向上はしないと考えられる。</p> <p>②鶏肉・鶏卵の安定供給 :</p> <p>①と同様の理由から便益は、改正案と比較して大幅には向上はしないと考えられる。</p> <p>【代替案2】</p> <p>①高病原性鳥インフルエンザのまん延防止 :</p> <p>改正案と対象家畜が同じであるため、所有者が適切な国内防疫措置を講じている場合においては、便益は改正案と変わらない。しかしながら、事後報告であるため、報告までに一定程度の時間を要し、報告の時点で他の家きんに感染が拡大している可能性があり、まん延防止効果は低く鶏等への感染が拡大した場合、より多額の手当金を交付することになる。</p> <p>②鶏肉・鶏卵の安定供給 :</p> <p>改正案と対象家畜が同じであるため、所有者が適切な国内防疫措置を講じている場合においては、便益は改正案と変わらない。しかしながら、事後報告であるため、円滑な国内防疫措置がとられず、鶏等への感染が拡大した場合、より大規模な移動制限を実施する必要があり、鶏肉・鶏卵の供給が不安定となり、便益が改正案と比較して低下する。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>改正案においては、規制の費用である殺処分等に要する費用（きじ、だちょう及びほろほろ鳥に係る費用）等よりも、規制の便益である高病原性鳥インフルエンザのまん延防止（万が一鶏等で発生した場合に係る費用）等の効果の方が、飼養戸数・羽数の関係から大きい。</p>	

対象家畜を飼養されているすべての鳥種に拡大する【代替案1】は改正案より、遵守費用及び行政費用が膨大になることが想定される。便益においては飛躍的な増加があるとは考えられない。

また、発生や殺処分についての報告を事後にする【代替案2】は改正案に比べ、遵守費用及び行政費用は変わらないが、適時にまん延防止が行われず、便益が低下する可能性があり、特に鶏等への感染拡大により行政費用（手当金）が大幅に増える懸念が生じる。

さらに、【代替案】については、

- ① 家畜伝染病予防法の対象家畜は、畜産業としての実態のない鳥種までを対象とすると行政手続が煩雑になること、及び殺処分義務を含め、家畜の所有者等に重大な義務を課すものであることから、畜産業として定着しているものを指定するとの考え方をとっていること
- ② 家畜伝染病予防法第17条の殺処分等が同条第2項により、家畜の所有者が何らかの事情により行えない場合、都道府県（家畜防疫員）が代執行できる規定を設けていること等に見られるように、家畜伝染性疾病のまん延防止のための適時かつ確実な義務の履行が法の目的から求められていることから、法の趣旨に照らしてみても、適切ではない。

以上から、改正案が最も適切であると判断したところである。

有識者の見解その他関連事項

本政令改正は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第3項による食料・農業・農村政策審議会及び食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第4号の規定による食品安全委員会の意見を聞いて行うものとされている。

食料・農業・農村政策審議会においては、9月26日に別添のとおり、適当である旨の答申を得ているところである。なお、10月に食品安全委員会からは、「食品を介した高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の健康へのリスクは、現状でも十分に低いと判断されるが、当該措置によって、一層のリスク低減につながることが自明である」ことから、「食品影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当するとの見解を得ているところである。

レビューを行う時期又は条件

高病原性鳥インフルエンザの発生状況等にかんがみ、食料・農業・農村政策審議会等の意見を踏まえ、必要に応じて見直し等を行うものとする。

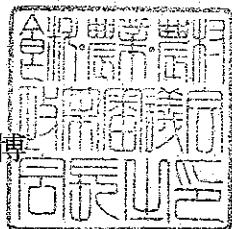
備考



20食農審第32号
平成20年10月3日

農林水産大臣 石破 茂 殿

食料・農業・農村審議会長 林 良博



家畜伝染病予防法施行令の改正及び高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について（答申）

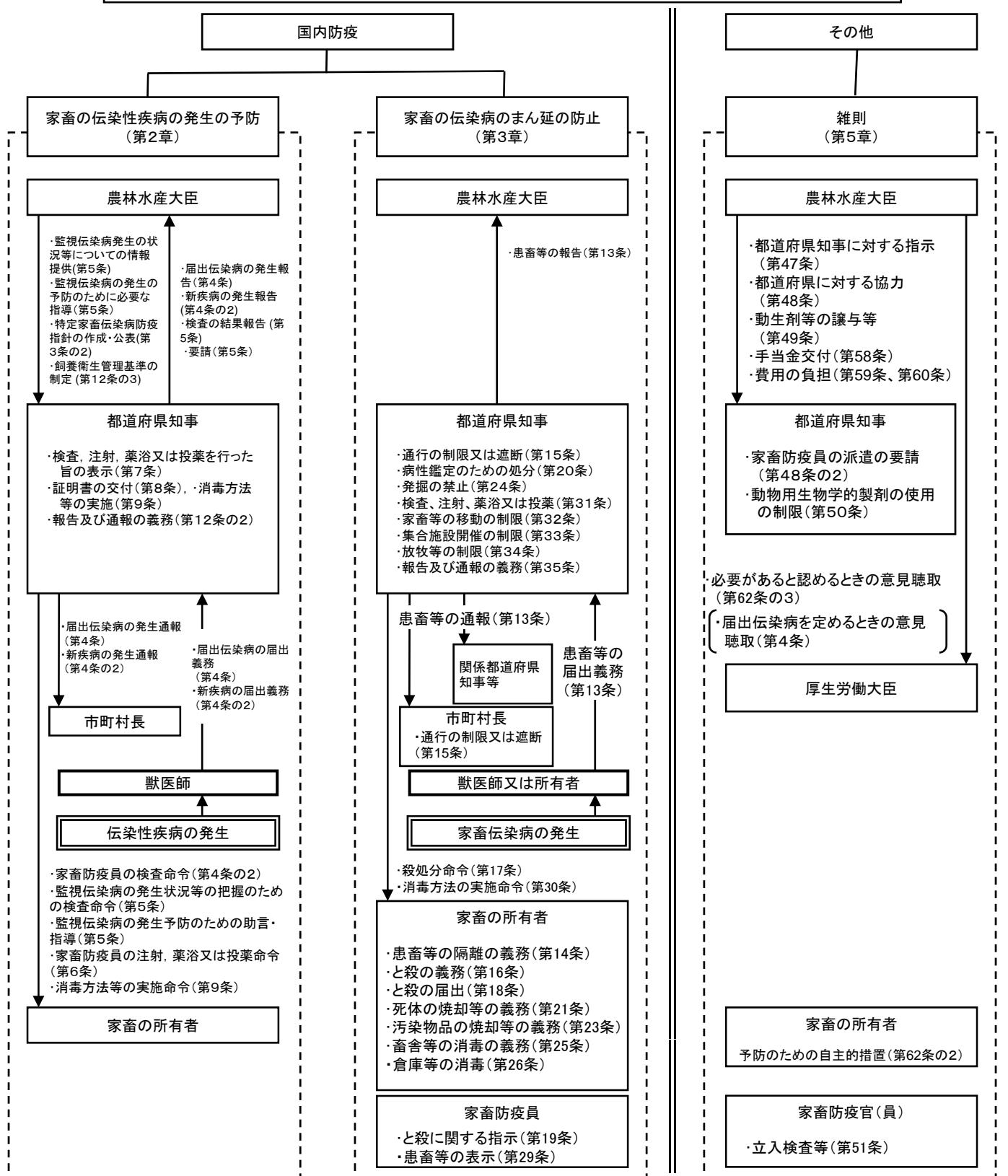
平成20年9月25日付け20消安第6955号をもって諮問のあった標記について、下記のとおり答申する。

記

- 1 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第2条第3項の規定に基づく家畜伝染病予防法施行令（昭和28年8月31日政令第235号）第1条の改正について、高病原性鳥インフルエンザの対象家畜に、きじ、だちょう及びほろほろ鳥を追加することは適当と認める。
- 2 法第3条の2第3項の規定に基づく高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表）における次の事項について変更することは適当と認める。
 - (1) 対象家きんに、きじ、だちょう及びほろほろ鳥を追加すること。
 - (2) 定点モニタリングを1家畜保健衛生所あたり1農場から3農場に拡大すること。
 - (3) 清浄性確認検査は、発生状況検査から10日以上経過し、かつ防疫措置の完了した時点から実施できるものとすること。
 - (4) 搬出制限区域は、清浄性確認検査においてウイルス感染が陰性の場合には、動物衛生課と協議の上、半径5kmまで縮小することができるものとすること。
 - (5) 自家用家きん飼養農場（学校の飼育舎等の場所で自家用に供される家きんを飼養するものであり、他の農場との間に家きん等の出入りがないなど疫学的な関連がなく本病の病原体をまん延するおそれがないと家畜防疫員が認めたもの。）における発生の場合は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を半径5kmとすることができるものとすること。また、清浄性確認検査においてウイルス感染が陰性の場合には、半径1kmまで縮小することができるものとすること。

家畜伝染病予防法の概要

目的: 家畜の伝染性疾患の発生を予防し、及び蔓延を防止することにより、畜産の振興を図る(第1条)



対象疾患	監視伝染病		監視伝染病	
	家畜伝染病 (第2条) 26疾病	届出伝染病 (第4条) 71疾病	家畜伝染病 (第2条) 26疾病	届出伝染病 (第4条) 71疾病
	新疾病		新疾病	その他の家畜の伝染病